

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月5日(月)午前9時30分から午前11時23分

2. 開催場所 役場1階 第2会議室

3. 出席委員(11人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
農業委員	4番 原 美子
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員(3人)

3番 瀬戸 真一
5番 小澤 さよみ
野澤 洋光

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎

書記

役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

おはようございます。朝晩めっきり涼しくなりました。いよいよ秋かなというふうに思っております。山の便りもちらほら聞こえておりますが、本日は大変お忙しい中、ご出席頂きありがとうございます。ただ今から進行させていただきます。よろしくお願ひします。(出欠の確認)

(開会)

<新村職務代理>

みなさん、おはようございます。今課長さんがおっしゃった通り、10月に入りまして、大変涼しくなりました。そしてまた穫り入れの大変お忙しい時期と思いますが、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。今年もまた秋の穫り入れが行われているところでありますけれども、お米はほぼ刈り取りが終了して、今年は長雨と日照不足により米は小出来だと思ひます。また、ソバについては台風等がなく順調にいつていると思ひます。その様な中で、課長から先程話があった通り、今日の新聞に松茸がようやく出てきたということでありまして、松茸にしっかりとできてもらうことを願ひ、総会を開会します。今日は、大変ご苦勞様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

4番の原委員さんと6番の一ノ瀬委員さん、よろしくお願ひいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願ひします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字^{おぎわら}荻原…番…、地目は田、面積223㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいの、Bさんが取得するものです。

譲受人のBさんは、申請地近くにお住まいで、近隣で耕作をされていることから、利便性のよい申請地を取得したいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は32アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

説明いたします。この案件につきましては、福島会長、Aさんに立ち会っていただき、現地を確認いたしました。現地は、地図で確認できる通り住宅に囲まれた地域になっております。家庭菜園だけということになるとは思いますが、引き続きBさんに耕作していただけるということで、道もあり、水路もあり、条件を全てをクリアしておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのCさんが所有いたします、

大字伊那富字家東…番…、地目は畑、面積409㎡を、

箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいのDさんが取得するものです。

こちらは、9月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のDさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は4アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得によ

り周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

これは、先月の総会でも空き家バンクの関係で審議いただいた案件に付随する件です。8月26日に福島会長と事務局の小松さんと現地を確認しまして、西側は線路に隣接した土地、また地図でご覧の通りL字型で道に囲まれた土地で、特に境等は問題なく処理されております。よろしくご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、地図は1枚とびまして4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字樋口…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字樋口字矢沢原…番…、地目は畑、面積146㎡に住宅敷地を拡張するための申請でございます。

申請者は、申請地に隣接する宅地で生活をしていますが、老朽化のための増改築にあたり、現宅地部分と申請地に住宅を新築したい計画です。

申請地は概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、既存住宅の拡張であり、許可はやむを得ないと判断いたします。こちらは農振農用地でありましたが、令和2年9月10日付けで農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<宮島推進委員>

ただ今説明していただいた通りでございます。1月25日に農振除外の現地立ち会いの箇所でありまして、だいぶ時期が遅れた形で、9月24日に申請書の確認を瀬戸さんと私と業者のBさんといたしました。特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請1～5番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

伊那市西春近…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字山腰…番、地目は畑、面積1281㎡を、

神奈川県藤沢市大庭…番地の…にお住まいのBさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のAさんは町外在住であり、耕作の予定もなく、維持管理できないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のBさんは、申請地に太陽光パネル220枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在であります。設備の保守点検、安全管理等は施工業者であるCが行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。また、6月20日に地元住民説明会を実施し、同意を得られております。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、他候補地を検討した結果、周辺の環境等、申請地が最適であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件について、ご報告いたします。この件、ちょっと古いのですが7月15日に福島会長、司法書士のD書士さんと現地を立ち会いました。境は地図の通り、住宅及びお墓、道路に囲まれたこれ以上広がらない農地であります。先程事務局から説明があった通り、耕作を継続できないということで、太陽光ということで、許可をくださいということで申し出がありましたので、現地を確認して特に差し障りないと判断いたしましたので、よろしくご審議ください。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は戻りまして2ページを、配置図は3ページをご覧ください。申請地は、先ほどの農地法第3条の2番でご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地に隣接する場所であります。

大字伊那富…番地…にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富字家東…番…、地目は畑、面積88㎡を、

箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいのFさんが取得し、駐車場として住宅敷地の拡張をするための申請であります。

空き家に付随する駐車場では不足なため、申請地を取得し、自家用3台分の駐車場を新設したい計画であります。

申請地は JR 羽場駅から概ね300m 以内の農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判いたします。この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この案件につきましては、先程ご説明した通りでございます。空き家バンクの関係で8月26日に現地を確認してございますので、特にここでご説明をすることは省略させていただき、よろしくお願いいたします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富字柿…番…、地目は畑、面積326㎡および、

大字伊那富字柿…番…、地目は畑、面積107㎡を、

箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいのHさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人のGさんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作する予定もないことから、農地の有効

利用を考えておりました。

譲受人のHさんは、町外のアパートにお住まいですが、将来を考え、住宅を新築したい計画があります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、I及びJがありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生委員>

これは地図の通り、IとJから近いということと併せまして、(場所の説明)のほぼ斜め向かいということで、この土地の所有者が今はGさんになっていますがその前はGさんのお父さんで、そのお父さんがこの春亡くなられ、お嬢様だけになってしまって耕作できないということで、今回売りに出すという話になっております。申請地につきましては、大型農道の一番北の端ということで、道路に挟まれてこれ以上広がりが無い、また北側もアパートが建てられて農地は広がっているところではございませんので特に問題ないかと思えます。また5条ですので、道路の幅及び上下水道は完備されておりますので、よろしくご審議ください。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

中央…番地にお住まいのKさんが所有いたします、

大字辰野字天神原…番…、地目は田、面積486㎡および、

大字辰野字天神原…番…、地目は田、面積96㎡を、

神奈川県横浜市西区みなとみらい…丁目…番…号にお住まいの、Lさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のKさんは農業を営んでおりますが、手が足りず耕作できないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のLさんは、申請地に太陽光パネル151枚を設置し、売電を行いたい計画です。また、…番…については、Mを挟んだ農地になりますが、譲渡人のKさんが一括での売却を望んでいるた

め、施設の除草作業や除雪作業に使う道具を置くための場所として利用する計画です。なお、Lさんは町外の在住ですが、設備の保守点検、安全管理等は岡谷市に所在するNが行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は国道と鉄道に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

9月17日に茅野の行政書士のOさんと原委員、私の3人にて立ち会いました。現地は、前回の2件の太陽光発電と同じ天神原地区で、今回はMにより1枚の田が分割された所でした。Mがあるため両方に太陽光はできないものですから、……の広い方に太陽光が設置される場所という説明を受けました。現在はソバが作付けされており、境界は明確になっており、横に4.5m幅の道路がありました。周辺は住宅がなく、横はMとなっており、周辺に与える影響は問題ないものと思われま。ただ、他の2件と同様に現地は田園地帯の中にあるものですから、水路管理や草刈りについて管理者には配慮をお願いしたいと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

5番、賃借権の設定でございます。地図は12ページを、配置図は13ページをご覧ください。

大字澤底…番地にお住まいのPさんが所有いたします、

大字澤底字上ノ山…番、地目は畑、面積1001㎡および、

大字澤底字上ノ山…番、地目は畑、面積760㎡および、

大字澤底字上ノ山…番…、地目は畑、面積935㎡および、

大字澤底字上ノ山…番…、地目は畑、面積297㎡および、

大字澤底字一枚畑…番、地目は畑、面積436㎡ 計5筆、3429㎡を、

東京都千代田区内幸町…丁目…番…号…所在する、Qが23年間の賃貸借にて、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のPさんは、耕作の予定もないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のQは、申請地に太陽光パネル714枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在ではありますが、設備の保守点検、安全管理等はQが徹底して行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は山林に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、他候補地を検討した結果、周辺の環境等、申請地が最適であり、位置的代替性がなく、農地法の基準としての許可はやむをえないと判断いたします。

また、近隣の山林と合わせて全事業面積は16012㎡となり、令和2年9月17日施行「辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例」の、第7条2項において、事業区域が5000㎡以上の場合、関係区の合意を得なければならないとあり、また、第9条において、事業区域が5000㎡以上の場合、あらかじめ「辰野町環境基本条例」第23条に規定する辰野町環境審議会に諮問し、その意見を聴かなければならないとあります。9月15日に地元での説明会を実施、合意を得ており、10月2日に行われた環境審議会においても報告されたところです。

こちらは、3000㎡を超える申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<古村推進委員>

この件につきましては、新村代理とQの担当者と3人で現地を確認いたしました。12ページの写真にありますように、ここは山の中で農地はあまりなく、自分で許可を得ずに山を開墾した土地になっています。山のちよつとくぼ地になっておりまして、下の方には住宅があり、この住宅のRさんという方が、大雨が降った場合に水が下へ流れるのではないかとかなり心配されておられて、その件につきましても、担当者の方とお話をしまして、確実にこの件については実施をするということで確認をしております。一応住民の方に説明をするということで、説明をしたと思います。それでここに載ったと思います。山の中であり、あまり太陽光発電に対しての住宅等の問題にはならないと思います。写真の斜め上に黒い土地があり、ここも太陽光発電施設を作るということで話が進んでいる場所です。以上です。よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<高倉事務局次長>

利用権の設定であります。計2件、2筆、面積は1,451㎡、詳細は議案書の9ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<高倉事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りであります。

報告事項は以上でございます。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○長野県農業会議からの「令和2年7月豪雨災害義捐金」の募集依頼について(事務局 小松)
→委員・事務局一人 500 円を徴収させていただく。委員の方は、毎月積み立てている会費から支払いをさせていただく。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 中澤)
→今回はなし

○辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の制定について
(赤羽事務局長)

9月の総会においても委員の方から質問があったが、9月17日付けで条例が可決・施行されている。内容等については新聞にも出ていたり、議案の説明にも出ていたりする通りである。(資料に基づき概要を説明)何か質問がございましたら、お願い致します。

<宮島推進委員>

業者の責務というところで、基準というのがあるが、具体的にはどういうものか。

<宇治推進委員>

6 ページに別表 2 がある。

<赤羽事務局長>

おっしゃる通りで、この別表 2 の基準に基づいて行ってもらうことになる。

<根橋推進委員>

30kw 以上の施設については、この条例の適用になるということであるが、今まで 49.5kw で出てくることが多かったが、当然それは該当になるということなので、農業委員会においてはこちらの条例に該当する分についてはクリアしないと出てこないのか、用意して出すことになるのか分からないが、提案していただく時に、それぞれのクリアしていることを明記しておいて欲しいと思う。お手数であるが、審議する時に知らせておいてもらいたい。

<赤羽事務局長>

行っていく。以前からもそうであるが、申請段階で大きな案件については地元の合意の部分が農業委員会で求めたが、改めて申請がストレートに来たとしても条例に沿った部分がクリアされていないと受け付けることはできませんので、その辺は事前の問い合わせ等の段階でご説明いたしますし、業者さんももう既にそういう対応をしてくると思います。

<野澤典生推進委員>

議会議案第 14 号資料の 2、3 ページの禁止される区域について、先程ハザードマップの線上区域ということで説明がありましたが、これについては「ただし、土砂災害警戒区域については、関係区の合意を得た場合は禁止される区域から除外する」ということではありますが、今後は常会の文書があるということになる。ハザードマップは各家で配られ、線上地域内のことについては、今後は、行政書士から問い合わせが私達にあった場合は、その書類を添付するように確認をしないといけないということか。

<赤羽事務局長>

そうである。業者さんをご存知だと思うが、前段としては知らない時は、イエローゾーン内の場合、区に確認をしてくださいとする。区によっては、全面的に許可しないという所も今後出てくると思う。ただ、個人の財産的な考えの部分もあるため、今後はどのような対応をしていくかという所もある。

<野澤典生推進委員>

各区によって色々違うと思うが、区の中では区の会議で諮った結果を報告するということが、区長一存で判断することになるのか。

<赤羽事務局長>

それは、区の判断によると思うが、あくまでも区として合意したという合意文書が必要になる。区の皆様にはご苦勞いただくことが一段階増えたと思うが、そういうことが必要になる。

<宇治推進委員>

今、小野に13区画の太陽光発電施設を作る計画で書類が上がってきている。区の判断は、区長の私が区議会を開いてそこで決議することになっている。実は、よく調べてみると業者は自分で買わずに不動産屋を通して土地を買いあさり、今まで既に所有権の移転を全部済ませた上で、こういうものを作りますという計画を見せてくる。そうすると、飯沼の地区の皆さんは、それを見せられて驚く。飯沼地区は審議して、業者は売ってしまったし、地権者は自分たちのもので、こんな所は作れないし、仕方ないから賛成するかと、その地区は賛成してくれた。もう一つ隣接する地区として藤沢地区があり、ここには所有者が一人もいなかったものですから、俺たちにこのようなものを作ってもらっては困ると大反対された。隣接両地区の承認を取らなければならないということで、藤沢地区の承認が取れませんので、私は許可しませんよとした。業者の方にどうするんですかと聞いたら、慌てて、全部土地を買ってしまっているし、どうしようもないと。どうしようもなくとも、もう一度買い戻してもらったらよいのではないかと話をした。一応買い戻しはできるという特約条項は結んであるけれど、かなり投資してしまっていて、困るので何とかしてくれと泣きついてきた。藤沢耕地にもう一度行って、何とかなるものか、ならぬものか審議しろと言い、今独自に業者と契約を結んでいる。そこで仕方なくやりますよという、いわゆる甲乙と区が立ち会いになって契約を結んでOKですよということになったら、今度15日に私は業者を呼んで、区会21名の中で賛否を問う。だから、非常に大変な問題になっております。それだけ、地域によってこの問題に対する温度差があり、今調整に苦慮しております。やはり農地を耕作できないから何か建てようという人と近隣に住む人たちとの間に非常に考え方の温度差がある。だからそういった条例を粛々と進める以外にない。結果は後でついてくるでしょう。そういう形で、今小野地区は条例に従いながら粛々と進めております。区長さんがどう判断するかである。条例の範囲の中をきちっとカバーしていかないといけない。イエローゾーンに対しては、いわゆる灰色で、地元の判断ということになっているため、地元の区長は最初から条例で区としてやりませんよとするのか、地域の皆さんの思惑を理解してやるのかどうか、こういった灰色の部分は地域の行政をやっている皆さんが判断をせざるを得ないと思っていますし、一番大事なことは、我々としてはソーラー反対だということであるならば、地権者に対してこういったものは必要ないので、できる限り農地として何とか耕作してもらえないだろうかという一つ意思表示を地域の皆さんに対して後からではなくあらかじめしておかないといけない。皆さんそれぞれ地域の創生に対して、どういう考えのものとで地域を今後活性化していくのかというその部分からの話し合いをしっかりとっておかないと後になって問題が起きる可能性があるということと、こういったソーラーシェアリングを今後戦略的に行っていくのかどうかということを含めながら、地域でしっかり話し合っておくことが大事である。その中で、農業委員会としてどうやって地域、農地を守っていくのかということも地域の皆さんに知らし

めていくことも大事な事業になってくると思っている。ちょっと長い話になりました。

<赤羽事務局長>

今、宇治推進委員さんは地元の区長さんでもありますので、事例を踏まえた中でお話いただきました。今の該当地区は、条例ができるかできないかの狭間の中、もっと前段階でご苦労いただいているところだと思う。業者も、そういう部分、説明会、冷や汗かきながら対応している部分もある状態かと思う。今後は、業者サイドとしても地域の部分を考慮しながら選定してくると思いますけれども、今の段階ではハザードマップに関わっているという話の部分だけでございますので、外れた所は5,000 m²以上の所は合意が必要であるが、そうではない小さな所は今まで通りの申請が出てくると思います。その辺につきましては、農業委員会としては農地法の基準に沿って事務的には進めていかなければいけないわけですが、今宇治推進委員さんがおっしゃった通り農地の所有者等にも理解をいただく活動も必要かと思えます。この後説明いたします人・農地プランの中でも、地域の今後の景観も含めて農地をどうするかを話し合ってください機会を設けていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

<野澤典生推進委員>

今のお話の中で、禁止される区域については、容量や面積は関係があるか。小さければ関係がないか。

<赤羽事務局長>

関係なく、全てになる。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について(古村推進委員長)

今、えごまの様子を写真を回して見てもらっているが、中に今朝撮影した写真もある。写真ではかなり黄色っぽくなっているが、実際はもう少し緑がかっている。寒くなれば、一日ごとにかなり進んでいくことを考慮し、10月13日にえごまの刈り取り作業をしたい。去年は11日でわりあい近い日にちである。(全員の日程を合わせられないため、13日とする。)軽トラック、ビバー等が必要になる。2圃場あるため2班に分かれてやった方が危険も少なく作業もやりやすいと思う。えごまを刈り取り、それをシートに載せて車に積み、上島のJA育苗ハウスに運ぶ作業になる。刈り取ったえごまは、横にして運ぶと実が落ちやすいため、できるだけそのままそと運び、シートの真ん中に置き、包んで載せていただきたい。時間は9時集合。ビバーは会長、野澤典生推進委員が各1台、私が2台で足りる。軽トラックはできるだけ多くお借りしたい。脱穀作業は、10月23日9時にJA育苗ハウス集合で行う予定。脱穀機は山口さんから、電動唐箕は青木さんからお借りする。発電機、水分計も準備が必要。他の持ち物は、配布資料の通り各自用意できるものをお願いする。

水洗い作業は、11月の寒くならないうちにやりたい。詳細日程は、11月総会時に調整する。

<赤羽事務局長>

欠席連絡は、事務局へお願いします。

<根橋推進委員>

ハウス内は、川島側が雨が入るためできるだけかたくりの里側を使うようにした方がよい。また、昨年乾燥用に使用した棚がないため、ブルーシートを敷いてその上に寒冷紗(防虫ネット)を敷く等どうするかまた考えてください。

○人・農地プランについて

<高倉事務局次長>

来月 5 日からいよいよ各地区で開催することになる。農業委員会総会が直前にもう 1 回あるが、今日は大方説明したいと思います。(資料や見本地図に基づき説明)

<赤羽事務局長>

来月総会時に、再度使用予定の見本地図や当日の進行方法等についてご説明してお示しいと思っています。

<野澤典生推進委員>

集まっていたきたい人は、農地を貸したい人が含まれ、そういう人たちは勤めているため、開催時間はできれば昼間ではなく夜とか、日曜日等にしないとなかなか平日の昼間ですと集まりにくいという話が身近で出ている。

<赤羽事務局長>

貸したい農地は、ある程度アンケート等で把握はできている。できれば、今後やっていきたいという意欲的な人が来てくれると良いが、なかなかそういう人たちが集まらない中で、地域として、先程宇治推進委員さんが言われたようにその辺のところは、実際のところ貸し手ばかりだが借り手はいるかという所も、省ける所は省くとか、本当は積極的に借り手が出てきてくれれば良いが、とにかく担い手が今後どうするか、プラン的には、貸したい土地がこんなにあるんだねという中で、それを今後担い手の皆さんにどうかかわっていってもらえるか、箕輪はさっとできてしまったが、特にたつの営農、辰野みたいにデータの比較的飯米農家が多く、今後どうしようか悩んでいる方がたくさんいらっしゃると思うが、それは、ただ貸したいということであり、ある程度の年になって仲間があればやっていきますよという考え方になってくれればありがたい話だが、今は担い手をこれからどう作っていくか、地区としては話し合っていっていただきたい。

<野澤典生推進委員>

今、営農組合等とここは誰がやっていくという具体的な話をそこでするのか。

<赤羽事務局長>

具体的なものは求められていない。地域として担い手をどう定めていくかという所を、今回のプラン的な部分は、具体性までは出しようがない。いらっしゃる所は良いが、今耕作されている方が5年、10年後もできるかという、極端な話、60歳になり出した我々世代を地域としてどう巻き込んでいって、担い手としてかかわっていってもらえるかという部分は話し合ってもらえれば良いと思う。先程言われた通り、昼間開催されては出て行けないということが意見として挙がってればまた検討していく。今回、これは国から意見を求められているわけではない。以前のようなハードル的なものが下げられている中で、今後地域としては話し合いを続けていかなければならないと思っている。プランはできたから良いという話ではなく、プランに沿ってどう担い手を作っていくか、これからが大事な所だと思いますので、地域とすればこの所は作らないぞという、先程も言われたように、一番最初に太陽光発電施設が出てきたが、遊休農地に太陽光を作れば草も刈らなくて良いし、業者が見てくれるから良いというのが数年前から、東日本の震災の後からできてきたが、今になって何か悪い影響を及ぼすかもということもあるけれども、前からそういう所はそういう部分でやっていっても良いのではないかと地域としての考えもそれなりに出てくると思う。そういう所も意見として出していただいて、将来の方向を決めていこうというのが、最初の今年のとっかかりの、細分化した地域のプランになってくる。ただ、やるにしてもその地区の数、耕地分やってもそれほど人は集まらないだろうという中で、全体として集まってもらって話になってしまう。プランごとの細かいことは各地区まとめた中で、公表していく流れになると思う。

<根橋推進委員>

プランは良いが、フォローして毎年プランを見直していかないといけない。作りっぱなしではよくない。プランを作ったら、できるだけ公表して、地域の人たちに分かるようにする、つまり貸し手が承知をする。貸し手がこういう組織があるよ、借り手もこういうプランがあるよということをしっかり認知して、両方で中身を持っていないと、どこへ相談に行ったら良いかとならないようにしていくことが大事だと思う。それには、全員集まることにはならないから、また新規就農者もいるから、毎年1回位は関係者が集まって地域ごとに時間をかけなくても良いので、顔を合わせて進み具合はどうか、お互いに情報交換をすることが、実質的なことから言うとこれからは大事になってくる。

<高倉事務>

今回の話し合いも、これだけに特化せず地域の課題を出してもらい、そういうのも共有できれば、そういう機会の一つと捉えていただければと思っている。

<赤羽事務局長>

地域によっては、小横川は営農組合もできていないですし、ほとんどが飯米農家で誰かに貸すのではなくまだまだやれるという感覚でいる地域もある。それなりに作らなくなった所は、地域性があるというか、景観的な条件とすれば草刈りをするようにと区内で流すのでそういう部分はもう10年位は維持できるかなという地域もあろうかと思う。中にはそれが進んでいってしまって、もうどうしようもならない所、それをどこから(借り手を)連れてこられるのか、限界なのかという所も地域として話し合ってもらえれば良いというのが今回で、今後可能性がある所は、続けていかないと、思いをそれぞれ未来に向かってつなげていかなければという点は、毎年ごとに開催していく必要があると思う。アンケート結果の回収率も今回は比較的良かったため、実質化に向かっていく可能性はあると思っている。話し合いは地道に続けていく必要があると思う。また来月4日に会議のシミュレーションをさせてもらえればと思っていますので、お願いいたします。また、区長会でもこのような回覧文を流しますということで、各区でも区長さん、役員の方にも懇談会に出てきていただきたいということでお話をさせていただいています。この後、各区長さん宛てに懇談会の日程、農家・非農家にかかわらず出席いただきたいということ等の文書をお渡しする予定ですのでよろしくお願いいたします。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:11月4日(水) 午後2時00分から 役場第2会議室

(閉会)

<赤羽事務局長 ※新村職務代理が人・農地プランの説明後半で退席のため>

大変長時間にわたるご審議、ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印